



1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
0
1
2
3
4
5

會社ハ二十一日午後二時半從業員代表ニ對シ其要求ヲ容ル、能ハズ遺憾乍ラント先社
則ニ依リ全員ヲ解僱スルニ決シタル事情ヲ陳述シ同時ニ今後ハ從業員代表ナルモノヲ
認メズ雇傭契約ノ趣旨ト取扱上ノ混亂トヲ避クル爲メ從業員各自ト個別的ニ貸金支拂
其他ノ處理ヲナスベキ方針ナル趣ヲ言明セリ

本日午後二時共同印刷爭議團從業員一同ノ代表ト稱スル六氏來社シ左ノ決議文ヲ齎シ
タレ共會社ハ既ニ從業員ノ代表ヲ認メズ況ンヤ「爭議團從業員」ナル團體ヲ認ムル能ハ
サルヲ以テ回答ニモ及バズ何等ノ交渉ヲモ開カズシテ分袖セリ

決議文寫

我々の提出せる十ヶ條の要求に對する會社側の回答は實に二千名の吾々從業員をして
餓死せしめんとする慘虐極まるものである我等從業員二千名は斷固として全員解雇に
反對すると共に當初の要求條項貫徹の爲め飽くまで會社の挑戰に應じ初志の目的遂行
を期す

右決議す

大正十五年一月二十二日

共同印刷爭議團從業員一同

以上

大正十五年一月二十二日

共同印刷株式會社